

北九州市低炭素水素認証制度運用指針

本指針は、「北九州市低炭素水素認証制度実施要綱」(令和7年12月2日)(以下「要綱」という。)第2条及び第3条第3項、第9条第1項の運用指針を定めるものである。

本指針制定後においては、制度運用に伴う問題点を検証するとともに、国における検討状況や技術開発の動向を踏まえ、指針の見直しを検討していくこととする。

1 低炭素水素の要件

要綱第2条に基づく制度の対象となる低炭素水素は、水素の一キログラム当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量が三・四以下であり、かつ北九州市内で製造される水素のことという。

2 低炭素水素の製造に係る計画の認証

要綱第3条第1項及び第4条第1項に基づく低炭素水素の製造に係る計画の認証申請については、以下の全ての条件を満たすものを認証の対象とする。

(1) 低炭素水素に関する要件

- 水素製造に伴い排出される二酸化炭素の量について、算定方法を明らかにした上で提示されていること。
- 水素製造の手法が北九州市のカーボンニュートラル実現に向けて合理的なものであると認められること。

(2) 水素製造施設に関する要件

- 水素を製造する施設が現に設置されていること、又は申請年度内に設置されることが確実であると認められること。

(3) 水素製造期間に関する要件

- 水素製造開始日または水素製造開始予定日(申請年度内)を明らかにしていること。
- 年間最低 60 日間水素製造を行うこと。

(4) 低炭素水素の製造量

- 低炭素水素の年間製造量を明らかにしていること。

付 則

(施行期日)

本指針は、令和7年12月2日から適用する。